

## 第4回 地方独立行政法人新小山市民病院評価委員会次第

日時：平成25年1月21日（月）

午後3時～5時

場所：議会会議室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 市長あいさつ

4. 審議事項

（1）業務方法書（案）について

（2）役員に対する報酬等の支給基準（案）について

（3）中期計画（素案）について

5. その他

6. 閉 会

## 第4回地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会出席者名簿

【委員】

(50音順・敬称略) ◎委員長・○副委員長

| No. | 推薦区分                    | 役職             | 氏名                   |
|-----|-------------------------|----------------|----------------------|
| 1   | 病院経営及び独法会計基準を熟知している見地から | 落合公認会計士事務所長    | オチアイ トモハル<br>落合 智治   |
| 2   | 看護教育及び看護体制の見地から         | 公益社団法人栃木県看護協会長 | コノ ジュンコ<br>河野 順子     |
| 3   | 経営学の見地から                | 白鷗大学経営学部 教授    | ホシ ノリコ<br>星 法子       |
| 4   | 医師会及び地域医療の見地から          | 小山地区医師会長       | マツオカ ジュンイチ<br>◎松岡 淳一 |
| 5   | 医師派遣元及び病院経営の見地から        | 自治医科大学附属病院長    | ヤスダ シンカズ<br>○安田 是和   |
| 6   | 受診者側にたった市民代表の見地から       | 市議会議員          | ヤマグチ タダヤス<br>山口 忠保   |

【小山市】

|   | 所属    | 役職     | 氏名                 |
|---|-------|--------|--------------------|
| 1 | 小山市長  | 市長     | オオクボ トシオ<br>大久保 寿夫 |
| 2 | 企画財政部 | 企画財政部長 | トリ ウミ タケン<br>鳥海 武  |
| 3 | 財政改革課 | 課長     | ヒ ガノ テイジ<br>日向野 貞二 |
| 4 | 財政改革課 | 主計員    | ヨシザワ ヤス<br>吉澤 安    |

【小山市市民病院】

|   | 所属      | 役職             | 氏名                 |
|---|---------|----------------|--------------------|
| 1 | 市民病院    | 院長             | シマダ カズユキ<br>島田 和幸  |
| 2 | 市民病院事務部 | 事務部長           | クマクラ ジンイチ<br>熊倉 仁一 |
| 3 | 市民病院看護部 | 看護部長           | オガワ ジュンコ<br>小川 純子  |
| 4 | 市民病院事務部 | 事務次長           | コダイラ ヨシユキ<br>小平 喜之 |
| 5 | 市民病院事務部 | 総務課長           | クロカワ ミツマサ<br>黒川 光政 |
| 6 | 市民病院事務部 | 医事課長           | スズキ サカエ<br>鈴木 栄    |
| 7 | 市民病院事務部 | 市民病院建設室長       | ヤマナカ タダオ<br>山中 忠男  |
| 8 | 市民病院事務部 | 市民病院建設室独法担当    | イシバン ヒデトシ<br>石橋 英俊 |
| 9 | 市民病院事務部 | 市民病院建設室独法担当 主事 | ワタナベ タクヤ<br>渡邊 拓也  |

【事務局】

|   | 所属                 | 役職     | 氏名                |
|---|--------------------|--------|-------------------|
| 1 | 保健福祉部              | 保健福祉部長 | イシカワ カズオ<br>石川 和男 |
| 2 | 健康増進課              | 課長     | イムラ トモコ<br>飯村 智子  |
| 3 | 健康増進課 緑の健康づくりの森推進室 | 室長     | サルヤマ エツコ<br>猿山 悦子 |
| 4 | 健康増進課 緑の健康づくりの森推進室 | 担当     | オオハン マサコ<br>大橋 雅子 |
| 5 | 健康増進課 緑の健康づくりの森推進室 | 主査     | セキ マサル<br>関 将     |

**(1) 業務方法書(案)について****業務方法書関係規定****地方独立行政法人法(抜粋)**

(業務方法書)

第22条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

**地方独立行政法人新小山市民病院の業務運営等に関する規則(案)(抜粋)**

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務を委託する場合の基準
- (3) 契約に関する基本的な事項
- (4) その他法人の業務の執行に関し必要な事項

**地方独立行政法人新小山市民病院定款(抜粋)**

(業務の範囲)

第16条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する従事者の研修を行うこと。
- (4) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第17条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

## 地方独立行政法人新小山市市民病院業務方法書（案）

## （趣旨）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項、地方独立行政法人新小山市市民病院の業務運営等に関する規則（平成25年小山市規則第〇号）第2条及び地方独立行政法人新小山市市民病院定款（以下「定款」という。）第17条の規定に基づき、地方独立行政法人新小山市市民病院（以下「法人」という。）の業務の方法及び業務の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により小山市長から指示された中期目標に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

## （病院の設置及び運営）

第3条 法人は、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、小山市及び地域の医療機関と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与するため、定款第15条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

## （法人の行う業務及び業務の執行等）

第4条 法人は、定款第16条の規定する業務を行う。

2 法人は、業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができるものとする。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができるものとする。

## （業務の委託）

第5条 法人は、業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることを認めるときは、それを委託することができるものとする。

## （委託契約）

第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りによるものとする。

2 法人は、前項の規定する契約については、それらの契約の性質又は目的に応じて、費用の節減等に十分配慮した方法によるものとする。

(委任)

第8条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務の方法及び執行に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

附 則

この業務方法書は、法人の成立の日から施行する。

## 地方独立行政法人新小山市民病院の業務運営等に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人新小山市民病院（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務方法書の記載事項）

第2条 法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務を委託する場合の基準
- (3) 契約に関する基本的な事項
- (4) その他法人の業務の執行に関し必要な事項

（中期計画の認可の申請）

第3条 法人は、法第26条第1項前段に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の90日前までに、当該中期計画を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（中期計画の記載事項）

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 法第25条第1項前段に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）の期間を超える債務負担
- (3) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第5条 法第27条第1項に規定する年度計画(以下「年度計画」という。)には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべきものを記載しなければならない。

2 法人は、年度計画を変更したときは、法第27条第1項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績評価)

第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会(以下「評価委員会」という。)の評価を受けようとするときは、当該事業年度の終了後3月以内に年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第7条 法第29条第1項の中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を記載しなければならない。

(中期目標の期間における業務の実績評価)

第8条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標の期間の終了後3月以内に当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出しなければならない。

(特定の償却資産の指定)

第9条 市長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産をその減価に対応すべき利益の獲得が予定されていない物として指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に規定するキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第11条 法第34条第4項の規則で定める期間は、5年とする。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第12条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てるため同項の承認を受けようとするときは、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該中期目標の期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表

(2) 当該中期目標の期間最後の事業年度の損益計算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(納付金の納付の手続)

第13条 法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余（以下「納付金」という。）の額の計算書に、次に掲げる書類を添付して、当該中期目標の期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに市長に提出しなければならない。この場合において、前条第1項の申請書を提出したときは、第1号及び第2号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 当該中期目標の期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表

(2) 当該中期目標の期間最後の事業年度の損益計算書

(3) その他市長が必要と認める事項を記載した書類

2 法人は、当該中期目標の期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付金を納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第14条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金に係る認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 借入れ又は借換えを必要とする理由

(2) 借入金の額

(3) 借入先

(4) 借入金の利率

(5) 借入金の償還の方法及び期限

(6) 利息の支払の方法及び期限

(7) その他市長が必要と認める事項を記載した書類

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第15条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による処分等にあつては、その適正な見積価額）

(2) 処分等の条件

(3) 処分等の方法

(4) 処分等により法人の業務運営上支障が生じない旨及びその理由

附 則

(施行期日)

1 この規則は、法人の成立の日から施行する。

(経過措置)

2 法人成立後最初の中期計画について、法第26条第1項前段の規定により認可を受けようとする場合における第3条第1項の規定の適用については、「当該中期計画の最初の事業年度開始の日の90日前までに」とあるのは「法人成立後遅滞なく」とする。

## (2) 役員に対する報酬等の支給基準(案)について

### 役員の報酬等関連規定

#### 地方独立行政法人法(抜粋)

##### (役員の報酬等)

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

##### (評価委員会の意見の申出)

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

##### (準用)

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第50条第1項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

## 新小山市民病院（平成25年4月設立、342床）（案）

## ◇常勤役員（専任の場合）

|      | 給料         | 賞与  | 退職手当                     |
|------|------------|---|--------------------------|
| 理事長  | 月額730,000円 | 算定基礎額（注1）の2.95月分を年間に支給。法人の業績評価に応じて20%の範囲内で増減する。 | 退職時の給料月額×在職期間の年数×支給率（注2） |
| 副理事長 | 月額639,000円 |   |                          |
| 理事   | 月額579,000円 |   |                          |

（注1）給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額

（注2）理事長100分の100、副理事長100分の60、理事100分の40

## ◇非常勤役員

役員手当 日額20,000円

## ◇兼務役員

役員が職員を兼ねるときは、職員給与規程・職員退職手当規程を適用する。

役員手当として、理事長200,000円、副理事長100,000円、理事20,000円を支給する。

## 先行地方独立行政法人 役員に対する報酬等の支給基準

## 1 筑後市立病院（平成23年4月設立、222床）

## ◇常勤役員（専任の場合）

|      | 給料         | 賞与  | 退職手当                     |
|------|------------|---|--------------------------|
| 理事長  | 月額710,000円 | 算定基礎額（注1）の2.95月分を年間に支給。法人の業績評価に応じて20%の範囲内で増減する。 | 退職時の給料月額×在職期間の月数×支給率（注2） |
| 副理事長 | 月額630,000円 |   |                          |
| 理事   | 月額452,000円 |   |                          |

（注1）給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額

（注2）理事長100分の25、副理事長100分の15、理事100分の10

## ◇非常勤役員

役員手当 日額30,000円

## ◇兼務役員

役員が職員を兼ねるときは、職員給与規程・職員退職手当規程を適用する。

## 2 大牟田市立病院（平成22年4月設立、350床）

## ◇常勤役員（専任の場合）

|      | 給料         | 賞与   | 退職手当                     |
|------|------------|--|--------------------------|
| 理事長  | 月額730,000円 | 算定基礎額（注1）の3.1月分を年間に支給。法人の業績評価に応じて20%の範囲内で増減する。 | 退職時の給料月額×在職期間の月数×支給率（注2） |
| 副理事長 | 月額639,000円 |  |                          |
| 理事   | 月額579,000円 |  |                          |

（注1）給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額

（注2）理事長100分の30、副理事長100分の25、理事100分の20

## ◇非常勤役員

役員手当 月額50,000円

## ◇兼務役員

役員が職員を兼ねるときは、職員給与規程・職員退職手当規程を適用する。

役員手当として、理事長200,000円、副理事長100,000円、理事50,000円を支給する。

### 3 明石市立市民病院（平成23年10月設立、398床）

#### ◇常勤役員（専任の場合）

|      | 給料         | 通勤手当    | 業績手当   | 退職手当 |
|------|------------|---------|--|------|
| 理事長  | 月額939,000円 | 職員の例による | 算定基礎額(注1)の3.9月分を年間に支給。法人の業績評価に応じて20%の範囲内で増減する。 | なし   |
| 副理事長 | 月額714,000円 |         |  |      |
| 理事   | 月額554,000円 |         |  |      |

（注1）給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額

#### ◇非常勤役員

役員手当 日額30,000円

#### ◇兼務役員

役員が職員を兼ねるときは、職員給与規程・職員退職手当規程を適用する。

役員手当として、理事長200,000円、副理事長100,000円、理事50,000円を支給する。

### 4 那覇市立病院（平成20年4月設立、350床）

#### ◇常勤役員（理事長）

|     | 給料         | 役員手当  | 賞与   | 退職手当   |
|-----|------------|---|--|--|
| 理事長 | 月額839,000円 | 50,000円<br>(病院長兼務の場合は、病院長兼務手当として545,350円を加算。) | 算定基礎額(注1)の3.3月分を年間に支給。法人の業績評価に応じて20%の範囲内で増減する。 | 退職時の給料月額×在職年数×100分の150。業績評価に応じて20%の範囲内で増減する。 |

（注1）給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額

#### ◇非常勤役員

役員手当 非常勤理事 月額20,000円

非常勤監事 月額50,000円

### (3) 中期計画（素案）について

地方独立行政法人新小山市民病院 中期計画（素案）

はじめに

本中期計画は、地方独立行政法人新小山市民病院の発足後第一期の4年間の中期目標を実現するために策定するものである。新小山市民病院が地方独立行政法人の経営形態を選択した理由は、直接的には経営改善が目的であるが、それと表裏一体で病院機能の向上を目的としている。中期目標に示す新小山市民病院が果たすべき病院機能は、一般急性期病院として一次から三次医療機関の中間に位置し、その両方向において地域における医療連携の要となることである。このことは、二次医療機関でありながら、一次、三次にもある程度対応しなければならないことを意味している。特に新小山市民病院は“市民の病院”である以上、地域密着型の要請にも応えなければならない。各医療機関が医療機能を分担する理想的な地域完結型医療を実現するためには、我々自身の努力とともに市民、大学病院、地域医療機関、行政を含めた医療に関わる全てのステークホルダーが協調した行動をとることが重要である。

#### 1 基本姿勢

新小山市民病院は、近隣大学病院、地域医療機関と連携しつつ、16万都市の中核病院としての機能を果たす病院を目指す。そのためには、医師・看護師などの医療スタッフを大幅に増員することが必須である。しかし、現行の体制において、なぜ医師等の確保が充分できなかったのかの反省なくしては、それらはなし得ない。すなわち、職員が病院の置かれた危機的現状を認識し、地方独法化したメリットを最大限活かすことによって、市民・医療スタッフ双方に魅力ある病院にすることが重要である。

これらのことを踏まえ、新小山市民病院は、自己改革を先行しつつ、同時並行で医師・看護師などの医療スタッフの増加を図り、所期の目的を果たそうとするものである。

#### 2 計画期間等

中期計画を立てるにあたり、新病院移転で新小山市民病院の求人・集

患能力は大きく好転することが期待される。しかし、それが実現する為には、地方独法化直後より病院の“維新的改革”に着手し、3年の間に病院機能を高めておかなければならない。そして新病院に移転し、その流れを加速して始めて最終的に中期目標を達成できると認められる。そこで、4年間をスタートダッシュの地方独法化初年度（平成25年度）、続けて改革推進の新病院移転前2年間（平成26年度から平成27年度まで）そしてラストスパートの新病院移転初年度（平成28年度）の3期（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ期）に分けて計画する。そして、それぞれの期において到達目標の設定及び行動計画を策定し、それらを実践していくことにより医療の充実を図り、計画の遂行に努めていくものとする。

## 第1 中期計画の期間

平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4年間とする。

## 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

### 1 医療サービスの向上

#### (1) 急性期病院としての機能の充実

診療体制を充実し、急性期を担う地域中核病院として、より高度で専門性を必要とする疾患領域まで対応するとともに、がん治療の充実、循環器センターをはじめとする特色ある病院づくりに取り組む。

また、平成26年度にDPC対象病院の認定を受け、他病院との診療情報データの比較分析を積極的に行うなど、急性期病院としての医療の質の向上に努める。

#### (2) 救急医療の取組み

地域住民の救急医療へのニーズに応え、地域の急性期病院としての役割を果たすため、24時間365日救急医療の提供を行う。また、救急受入体制の充実を進めながら、地域の医療機関や小山市消防本部等関係機関との緊密な連携のもと、断らない救急体制の整備

に努める。

なお、本院で対応が困難な三次救急については、自治医科大学附属病院等の救命救急センターと緊密に連携し、必要な処置を行い、搬送等により適切な対応を行う。

【目標指標】

| 指標       | 平成23年度<br>実績値 | 平成28年度<br>目標値 |
|----------|---------------|---------------|
| 救急車搬送受入数 | 2,756人        |               |
| 救急入院患者数  | 1,577人        |               |

(3) 4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）への対応

地域の中核病院として地域の医療機関との連携、明確な役割分担のもと、適切な医療を提供する。

ア がん

地域がん診療拠点病院機能に準じた機能の整備を目指す。そのため、長期的将来構想・計画を策定し、人的、物的資源を段階的に投入し、機能整備を行う。また、緩和ケア、放射線治療への対応については、当該機能整備に順じ、積極的に検討を行うこととする。

イ 脳卒中

人的確保を行いながら、t-PA治療を含む24時間体制の脳卒中医療を提供する。

ウ 急性心筋梗塞

地域中核病院として、現在の十分な医療水準、機能を維持しながら、運用の効率性を高めることにより、さらに機能の拡大を図る。

エ 糖尿病

糖尿病専門医師の確保を行い、糖尿病専門治療を行う。また、糖尿病合併症治療については、糖尿病専門医師を中心に現在の人的資源を活用し実施する。

(4) 小児・周産期医療の充実

産婦人科医師の確保を行い、地域周産期医療機関としての医療機能を整備し、ローリスク妊婦の受け入れを行い、比較的高度で専門

的な医療を提供する。

また、小児医療体制の充実により小児救急の受入強化を図るとともに、小児医療の基幹病院と連携した重症・難病小児医療への対応に努める。

(5) 災害時等における対応

災害拠点病院を補完する医療機関として、平時より自治医科大学附属病院をはじめとする栃木県内の災害拠点病院及び小山市消防本部等と連携を密にし、災害発生時には、小山市からの要請に基づき必要な医療救護活動を実施するなど災害対策に協力する。

また、新型インフルエンザの流行など公衆衛生上重大な健康被害が発生し、また発生しようとしている場合は、小山市や関係機関と連携し迅速かつ適切な対応を取る。

(6) 健診機能の充実

現在の健診体制を見直し、市民のニーズに合ったきめ細やかな検診項目の設定や利便性の向上に配慮した健診体制を整備するとともに、企業健診や人間ドックなどを効率的かつ効果的に行うことにより、予防医療の充実を図る。

【目標指標】

| 指標        | 平成23年度<br>実績値 | 平成28年度<br>目標値 |
|-----------|---------------|---------------|
| 企業健診      | 535人          |               |
| 一般健診      | 184人          |               |
| 特定・生活機能健診 | 113人          |               |
| 人間ドック     | 512人          |               |
| 脳ドック      | 304人          |               |

(7) 保健・介護・福祉との連携

住民の健康増進を図るため、予防医学推進の観点から小山市と連携し、健康講座の開催等啓発活動を行うとともに、訪問看護ステーションや老人保健施設など介護・福祉施設とも情報交換を行い、連携を密にし、退院後の患者の在宅や施設生活での安定を図る。

## 2 医療提供体制の整備

### (1) 優秀な医療スタッフの確保

#### ア 医師の確保

急性期医療を担う地域中核病院として、質の高い医療を提供し、地域医療の水準の維持向上を図るため、就労環境の向上、教育研修制度の充実に取り組むことに加え、自治医科大学との連携強化等により人材確保機能を強化し、優秀な医師の確保に努める。特に、平成23年度から休診をしている産婦人科、脳神経外科、眼科を中心に、安定的な医療の提供に必要な医師の確保に努める。

#### イ 看護師の確保

看護師は、患者や家族に接する機会が最も多く、急性期医療を担う地域中核病院として質の高い医療を提供し、住民に信頼される病院を目指すために看護師の果たす役割は非常に大きい。このことから、より質の高い看護を提供するために、就労環境の向上、教育研修制度の充実、実習生の積極的な受け入れ等に取り組むことにより、人材確保機能を強化し、優秀な看護師の確保に努める。

#### ウ 医療技術職等の確保

病院機能の向上を図る観点から、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学士等の医療技術職等の専門職についても、人材の確保に努める。

#### 【目標指標】

医師・看護師の目標値

### (2) 医療職等の専門性・医療技術の向上

医療職等の専門性・医療技術を向上させ、より質の高い医療を提供するため、専門医や認定医、研修指導医、専門看護師、認定看護師等の資格取得に励むとともに、臨床研修プログラムの充実を図ることにより、研修医にとって魅力ある教育研修機関として、その積極的な受け入れに努める。また、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士等の医療技術職等についても専門性の向上に向けた教育研修制度の充実を図る。

また、長期・短期研修や資格取得等に対する支援制度を構築するなど医療職等が積極的に資格取得に取り組める環境づくりを進める。

【目標指標】

| 指標        | 平成23年度<br>実績値 | 平成28年度<br>目標値 |
|-----------|---------------|---------------|
| 専門医数（延人数） | 37人           |               |
| 認定医数（延人数） | 53人           |               |
| 指導医数（延人数） | 8             |               |
| 専門看護師数    | 0人            |               |
| 認定看護師数    | 4人            |               |

3 患者・住民サービスの向上

(1) 患者中心の医療

医療の中心は患者であるという認識のもと、患者とその家族が自ら受ける治療の内容を納得し、治療及び検査の選択についてその意思を尊重するため、インフォームド・コンセントを徹底するとともに、診察や治療に対する疑問や不安を気軽に相談できるよう医療相談の機能の充実を図る。

また、医療を自由に選択する患者の権利を守るため、他院及び自院の患者やその家族が、治療法等の判断にあたり主治医とは別の医師の意見を求めたとき、適切にセカンドオピニオンを提供できる体制を強化する。

(2) 利便性及び快適性の向上

業務の改善等を通じて、診察や検査等の待ち時間の短縮を図る。また、施設面においては、患者や来院者により快適な環境を提供するため、院内清掃の徹底や病室、待合室及びトイレなどの施設の改修を必要に応じて実施するとともに、患者のプライバシーに配慮した院内環境の整備を進める。

(3) 患者満足度の向上

患者のニーズを的確に把握し、患者サービスの向上に反映させるため、患者満足度調査を定期的実施する。

【目標指標】

| 指標    | 平成23年度<br>実績値      | 平成28年度<br>目標値 |
|-------|--------------------|---------------|
| 患者満足度 | 未実施（※平成25年5月に実施予定） |               |

(4) 職員の接遇向上

患者に選ばれ、患者が満足する病院であるため、職員一人ひとりが患者やその家族の立場に立った接遇に心がける。そのため、全職員を対象とする実践的な接遇研修等を実施し、病院全体の接遇の向上を図る。また、病院職員だけでなく委託職員等病院で働くすべてのスタッフの接遇向上に努める。

【目標指標】

| 指標            | 平成23年度<br>実績値      | 平成28年度<br>目標値 |
|---------------|--------------------|---------------|
| 全職員対象接遇研修実施回数 | 未実施（※平成25年5月に実施予定） |               |

(5) ボランティアとの協働

患者やその家族、住民等の目線に立ったサービスの向上を図るため、ボランティアを積極的に受け入れ、職員と互いに連携を取りながらより細やかな取組に努める。また、医療通訳ボランティアの受け入れを進め、その育成に努める。

【目標指標】

| 指標         | 平成23年度<br>実績値 | 平成28年度<br>目標値 |
|------------|---------------|---------------|
| ボランティア登録人数 | 15人           |               |

4 地域医療連携の強化

(1) 地域医療機関との連携

急性期医療を担う地域中核病院としての使命と役割を果たすため、

地域の医療機関との機能分担と連携の強化に取り組み、地域医療連携クリニカルパスの拡充等により地域医療連携の充実に努める。

また、小山地区医師会等の協力のもと、専門的医療の必要のある紹介患者や救急搬送患者の受け入れを積極的に行うとともに、症状の安定した患者は、診療所等の適した地域の医療機関へ逆紹介を進めることにより、紹介率及び逆紹介率の向上を図り、地域医療支援病院の承認を目指す。

**【目標指標】**

| 指標                    | 平成23年度<br>実績値 | 平成28年度<br>目標値 |
|-----------------------|---------------|---------------|
| 紹介率                   | 36.2%         |               |
| 逆紹介率                  | 34.5%         |               |
| 地域連携クリニカルパス実施件数       |               |               |
| 脳卒中                   | 34件           |               |
| 大腿骨                   | 4件            |               |
| 連携協力医療機関数（年間紹介件数5件以上） | 143件          |               |

(2) 地域医療への貢献

オープンカンファレンスの開催、地域の医療従事者を対象とした各種研修会への講師派遣等を通じて、顔の見える連携の推進に取り組む。

また、小山地区医師会等関係機関と協力し、患者にとってのケアの連続性を重視した医療の提供を行うことで、地域医療に貢献することを目指す。

**【目標指標】**

オープンカンファレンス開催回数、研修会等派遣回数等

(3) 積極的な情報発信

各診療科の特色や代表的な疾患の治療方針をはじめ市民病院の取り組み及び地域医療機関との連携等について、広報誌やホームページ

等の充実により分かりやすく発信するとともに、小山市と連携し保健医療情報の発信及びかかりつけ医の必要性等について啓発に取り組む。

## 5 信頼性の確保

### (1) 医療安全対策等の徹底

患者及び職員の安全を確保するため万全な対応ができるように、医療安全に関する情報の収集や分析を行い、医療安全対策の徹底に努める。

また、インフルエンザやMRSA等の各種感染症に対する予防に関し万全の体制を構築し、感染源や感染経路に応じた対応策を講じるなど院内感染の防止に努める。

#### 【目標指標】

| 指標        | 平成23年度<br>実績値 | 平成28年度<br>目標値 |
|-----------|---------------|---------------|
| ヒヤリハット報告数 | 908件          |               |

### (2) 外部評価の活用

第三者による専門的かつ学術的見地に基づき医療の質の維持向上を図る観点から、財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定を目指す。なお、現施設において病院機能評価の認定を受けるには、ハード面の整備に投資が必要となることから、新病院移転後速やかに認定を目指すこととし、それまでの間、組織体制の強化、目標管理体制構築等ソフト面において必要な準備を進めることとする。

### (3) 法令・行動規範の遵守

公的な医療機関としての使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、内部規定の策定、倫理委員会等によるチェック等を通じて、役職員の行動規範と医療倫理を確立する。

### (4) 情報の開示

個人情報の保護及び情報の開示については、小山市の関係条例を

例としながら、法人独自の基準等を整備し、適切に対応する。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

#### 1 業務運営体制の構築

##### (1) 組織と運営管理体制の確立

地方独立行政法人としての業務運営が的確に行えるよう、理事長及び理事で構成する理事会のほか病院組織の体制を整備し、運営管理体制を確立する。

また、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けては、部門ごとの経営分析や計画の進捗状況の定期的な把握等を行い、継続的な改善のもとで業務運営を行う。

##### (2) 事務経営部門の強化

病院経営に関する知識・経験を有する人材の民間等からの採用や医療の専門知識を有する医療技術職の事務部門への配置等弾力的な人事管理を行い、必要に応じて医療経営コンサルタント等も活用しながら、診療報酬改定等の医療環境の変化や患者の動向等を迅速かつ的確に把握・分析し、効果的な経営戦略を企画立案できる事務経営部門を確立する。

##### (3) 事務経営部門職員の計画的採用

小山市からの派遣職員との引継ぎを円滑に進めながら、医療に関する専門的知識、経営感覚のある者を発掘し、又は招聘し、法人固有の職員として計画的に採用していく。

#### 2 魅力ある病院づくり

##### (1) 意欲を引き出す人事給与制度の構築

評価と昇任・昇格を連動させるなど、年齢や勤続年数にとらわれない人事評価制度を確立するとともに、業績に応じた手当や取得した専門資格に対する手当を職員に支給することによりモチベーションを高め努力が報われるような制度を確立する。

##### (2) 職員満足度の向上

公的な病院に求められる使命や成果を十分に感じられる職場風土を醸成し、自らの専門性を最大限発揮することによってやりがいを持つ職場を実現するよう努める。医療従事者がそれぞれの専門性を発揮できるよう、常に職務内容の改善や創意工夫に努める。

【目標指標】

| 指標    | 平成23年度<br>実績値 | 平成28年度<br>目標値 |
|-------|---------------|---------------|
| 職員満足度 | 未実施           |               |

(3) 働きやすい職場環境の整備

医療クラークや看護補助者の拡充などにより各職種及び各職員の役割を適切に分担することで職員の負担軽減に努めるほか、勤務体系の見直しや休暇取得率の向上に取り組み、仕事と生活の調和が図られた職場環境を築く。

また、特に女性医師や看護師の確保の観点から、短時間勤務制度の充実や院内保育の整備など子育て中の職員が働きやすい環境整備に努める。

【目標指標】

短時間勤務制度医師・看護師数等

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するため取るべき措置

1 経営基盤の強化

小山市からの運営費負担金のもと、救急医療や小児医療を安定的に提供することにより、地域における公的な病院としての使命と役割を果たすとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に生かした業務運営により、激変する医療制度に的確に対応し、収益の確保及び費用の節減に努めることによって安定的かつ戦略的な病院経営を行い、自立した経営基盤のもとで中期目標期間中の累計の経常収支比率100パーセント以上の達成を目指す。

このため、経営改善のために取り組むべき課題を明確にし、収益確保や費用の節減、中長期的な視点に立ったコスト管理に取り組むとともに、

月次決算の実施など経営に関する情報を迅速に把握し、部門ごとの経営状況の分析や他院との比較分析を行うなど効率的な病院経営を行う。

【目標指標】

| 指標     | 平成23年度<br>実績値 | 平成28年度<br>目標値 |
|--------|---------------|---------------|
| 経常収支比率 | 92.8%         |               |
| 医業収支比率 | 87.2%         |               |

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

診療体制の充実、手術や検査枠の見直し等による件数の増加、高度医療機器の効率的な稼働等により増収を図るとともに、7体1看護配置基準の維持はもとより、診療報酬改定に対応した加算の取得に努めるものとする。また、診療報酬の請求漏れや減点の防止に努めるとともに、未収金の発生防止策や法的措置も含めた回収策を講じ収益を確保する。

【目標指標】

| 指標              | 平成23年度<br>実績値 | 平成28年度<br>目標値 |
|-----------------|---------------|---------------|
| 入院患者数           | 81,949人       |               |
| 入院診療単価          | 34,732円       |               |
| 病床稼働率（実稼働305床※） | 73.4%         |               |
| 平均在院日数          | 17.0日         |               |
| 外来患者数           | 144,637人      |               |
| 外来診療単価          | 9,690円        |               |

※許可病床数は342床。

(2) 費用の節減

業務の効率化を図るとともに、物品購入や業務委託において価格交渉の徹底、購入方法の検討、契約内容の見直し、ジェネリック医

薬品の使用拡大等により経費節減に努める。また、職員へのコスト意識の啓発に努め、その他消耗品費等の経費節減の徹底を図る。

【目標指標】

| 指標                  | 平成23年度<br>実績値 | 平成28年度<br>目標値 |
|---------------------|---------------|---------------|
| 材料費対医業収益比率          | 23.7%         |               |
| 薬品費対医業収益比率          | 13.5%         |               |
| 委託費対医業収益比率          | 10.1%         |               |
| 給与費対医業収益比率          | 66.7%         |               |
| ジェネリック医薬品の品目<br>採用率 | 4.5%          |               |

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するために取るべき措置  
新病院建設に向けた取組

新病院建設については、デザインアンドビルド方式により整備を行う小山市の新市民病院建設事業を承継し、平成27年度第4四半期の開院を目指して確実に事業を推進する。

第6 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成25年度から28年度まで）

（百万円）

| 区分      | 金額 |
|---------|----|
| 収入      |    |
| 営業収益    |    |
| 医業収益    |    |
| 運営費負担金  |    |
| その他営業収益 |    |
| 営業外収益   |    |
| 運営費負担金  |    |

|   |  |
|---|--|
| その他営業外収益<br>資本収入<br>運営費負担金<br>長期借入金<br>その他資本収入<br>その他の収入<br>計   |  |
| 支出<br>営業費用<br>医業費用<br>給与費<br>材料費<br>経費<br>研究研修費<br>一般管理費<br>営業外費用<br>資本支出<br>建設改良費<br>償還金<br>その他資本支出<br>その他の支出<br>計 |  |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と一致しないものがある。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

**【人件費の見積】**

総額 百万円を支出する。この額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の見積】

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」（総務省自治財政局長通知）に準じ算定した額とする。

また、建設改良費及び償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成とする。

2 収支計画（平成25年度から28年度まで）

（百万円）

| 区分   | 金額 |
|--|----|
| 収入の部<br>営業収益<br>医業収益<br>運営費負担金収益<br>補助金等収益<br>資産見返補助金戻入<br>営業外収益<br>運営費負担金収益<br>その他営業外収益<br>臨時収益 |    |
| 費用の部<br>営業費用<br>医業費用<br>給与費<br>材料費<br>経費<br>減価償却費<br>研究研修費<br>一般管理費<br>営業外費用<br>臨時損失             |    |

|           |  |
|-----------|--|
| 純利益       |  |
| 目的別積立金取崩額 |  |
| 総利益       |  |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計と一致しないものがある。

### 3 資金計画（平成25年度～28年度）

(百万円)

| 区分             | 金額 |
|----------------|----|
| 資金収入           |    |
| 業務活動による収入      |    |
| 診療業務による収入      |    |
| 運営費負担金による収入    |    |
| その他の業務活動による収入  |    |
| 投資活動による収入      |    |
| 運営費負担金による収入    |    |
| その他の投資活動による収入  |    |
| 財務活動による収入      |    |
| 長期借入による収入      |    |
| その他の財務活動による収入  |    |
| 小山市からの繰越金      |    |
| 資金支出           |    |
| 業務活動による支出      |    |
| 給与費支出          |    |
| 材料費支出          |    |
| その他の業務活動による支出  |    |
| 投資活動による支出      |    |
| 有形固定資産の取得による支出 |    |
| その他の投資活動による支出  |    |
| 財務活動による支出      |    |

|   |  |
|---|--|
| 長期借入金等の返済による支出<br>移行前地方債紹介債務の償還による<br>支出<br>その他の財務活動による支出<br>次期中期目標の期間への繰越金 |  |
|---|--|

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と一致しないものがある。

## 第7 短期借入金の限度額

### 1 限度額

2,500百万円とする。

### 2 想定される短期借入金の発生事由

賞与支給による一時的な資金不足や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給など偶発的な出費への対応、また新病院建設事業における多額の出費等を想定している。

## 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

平成27年度第四半期の新病院への移転に伴い、現病院の土地・建物等を小山市へ無償譲渡する。

## 第9 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余が生じた場合は、病院施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、長期借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充てる。

## 第10 料金に関する事項

### 1 料金

理事長は、法人の規程で定める料金を徴収する。

### 2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を

減免することができる。

### 3 料金の返還

既に納めた料金については、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

## 第11 地方独立行政法人新小山市市民病院の業務運営等に関する規則（平成25年小山市規則第 号）に定める事項

### 1 施設及び設備に関する計画（平成25年度から平成28年度まで）

（百万円）

| 施設及び設備の内容    | 予定額 | 財源       |
|--------------|-----|----------|
| 病院施設、医療機器等整備 |     | 小山市長期借入金 |
| 新市民病院建設事業    |     | 小山市長期借入金 |

（注1） 金額については、見込みである。

（注2） 各事業年度の小山市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

### 2 中期目標の期間を超える債務負担

#### （1）移行前地方債償還債務

（百万円）

|            | 中期目標期間<br>償還額 | 次期以降<br>償還額 | 総債務<br>償還額 |
|------------|---------------|-------------|------------|
| 移行前地方債償還債務 |               |             |            |

#### （2）長期借入金償還債務

（百万円）

|           | 中期目標期間<br>償還額 | 次期以降<br>償還額 | 総債務<br>償還額 |
|-----------|---------------|-------------|------------|
| 長期借入金償還債務 |               |             |            |

### 3 積立金の処分に関する計画

なし

地方独立行政法人新小山市市民病院中期目標（案）、中期計画（素案）対比表

| 中期目標（案）  | 中期計画（素案）  |
|--|---|
| <p>前文</p> <p>小山市市民病院は、一般急性期医療を担う地域の中核病院として地域住民に安全で質の高い医療を提供するとともに、地域の医療機関と連携しながら地域住民の生命と健康を守り続けてきた。</p> <p>しかし、昨今の医療を取り巻く環境は厳しさを増し、医師や看護師不足に伴う収支の均衡悪化により、本病院の経営状況も極めて厳しい状況になっている。</p> <p>こうした状況のもとで、公立病院としての使命と責任を果たし、地域において必要な医療を提供し続けるためには、自律性、機動性、柔軟性及び効率性を発揮できる組織の変革体制が必要と考え、地方独立行政法人新小山市市民病院を設立することとした。</p> <p>地方独立行政法人移行後は、制度の特徴を生かした病院運営により、経営基盤の安定化を図るとともに、引続き急性期医療を担う地域の中核病院として、地域医療機関と連携し、今まで以上に安全で質の高い医療を提供し、住民の健康の維持及び増進に寄与することとし、ここに中期目標を定める。</p> | <p>はじめに</p> <p>本中期計画は、地方独立行政法人新小山市市民病院の発足後第一期の4年間の中期目標を実現するために策定するものである。新小山市市民病院が地方独立行政法人の経営形態を選択した理由は、直接的には経営改善が目的であるが、それと表裏一体で病院機能の向上を目的としている。中期目標に示す新小山市市民病院が果たすべき病院機能は、一般急性期病院として一次から三次医療機関の中間に位置し、その両方向において地域における医療連携の要となることである。このことは、二次医療機関でありながら、一次、三次にもある程度対応しなければならないことを意味している。特に新小山市市民病院は“市民の病院”である以上、地域密着型の要請にも応えなければならない。各医療機関が医療機能を分担する理想的な地域完結型医療を実現するためには、我々自身の努力とともに市民、大学病院、地域医療機関、行政を含めた医療に関わる全てのステークホルダーが協調した行動をとることが重要である。</p> <p>1 基本姿勢</p> <p>新小山市市民病院は、近隣大学病院、地域医療機関と連携しつつ、16万都市の中核病院としての機能を果たす病院を目指す。そのためには、医師・看護師などの医療スタッフを大幅に増員することが必須である。しかし、現行の体制において、なぜ医師等の確保が充分できなかったかの反省なくしては、それらはなし得ない。すなわち、職員が病院の置かれた危機的現状を認識し、地方独法化したメリットを最大限活かすことによって、市民・医療スタッフ双方に魅力ある病院にすることが重要である。</p> <p>これらのことを踏まえ、新小山市市民病院は、自己改革を先行しつつ、同時並行で医師・看護師などの医療スタッフの増加を図り、所期の目的を果たそうとするものである。</p> <p>2 計画期間等</p> <p>中期計画を立てるにあたり、新病院移転で新小山市市民病院の求人・集患能力は大きく好転することが期待される。しかし、それが実現する為には、地方独法化直後より病院の“維新的改革”に着手し、3年の間に</p> |

|  |  |        |        |        |
|--|--|--------|--------|--------|
|  | <p>病院機能を高めておかなければならない。そして新病院に移転し、その流れを加速して始めて最終的に中期目標を達成できると認められる。そこで、4年間でスタートダッシュの地方独法化初年度（平成25年度）、続けて改革推進の新病院移転前2年間（平成26年度から平成27年度まで）そしてラストスパートの新病院移転初年度（平成28年度）の3期（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ期）に分けて計画する。そして、それぞれの期において到達目標の設定及び行動計画を策定し、それらを実践していくことにより医療の充実を図り、計画の遂行に努めていくものとする。</p>  |        |        |        |
| <p>第1 中期目標の期間<br/>平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4年間とする。</p>  | <p>第1 中期計画の期間<br/>平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4年間とする。</p>  |        |        |        |
| <p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 医療サービスの向上</p> <p>(1) 急性期病院としての機能の充実</p> <p>急性期医療を担う地域の中核病院としての機能を維持しつつ、患者動向、医療需要の変化及び新たな医療課題に適切に対応するため、高度で専門的な医療が提供できるよう各診療部門の充実及び見直しを図ること。</p> | <p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>1 医療サービスの向上</p> <p>(1) 急性期病院としての機能の充実</p> <p>診療体制を充実し、急性期を担う地域中核病院として、より高度で専門性を必要とする疾患領域まで対応するとともに、がん治療の充実、循環器センターをはじめとする特色ある病院づくりに取り組む。</p> <p>また、平成26年度にDPC対象病院の認定を受け、他病院との診療情報データの比較分析を積極的に行うなど、急性期病院としての医療の質の向上に努める。</p>   |        |        |        |
| <p>(2) 救急医療の取組み</p> <p>二次救急医療機関としての役割を果たすため、地域の医療機関や消防等の関係機関との連携のもとに、より充実した救急医療体制を構築すること。</p>  | <p>(2) 救急医療の取組み</p> <p>地域住民の救急医療へのニーズに応え、地域の急性期病院としての役割を果たすため、24時間365日救急医療の提供を行う。また、救急受入体制の充実を進めながら、地域の医療機関や小山市消防本部等関係機関との緊密な連携のもと、断らない救急体制の整備に努める。</p> <p>なお、本院で対応が困難な三次救急については、自治医科大学附属病院等の救命救急センターと緊密に連携し、必要な処置を行い、搬送等により適切な対応を行う。</p> <p>【目標指標】</p> <table border="1" data-bbox="1167 1390 2092 1428"> <tr> <td data-bbox="1167 1390 1543 1428">指標</td> <td data-bbox="1543 1390 1818 1428">平成23年度</td> <td data-bbox="1818 1390 2092 1428">平成28年度</td> </tr> </table> | 指標     | 平成23年度 | 平成28年度 |
| 指標   | 平成23年度   | 平成28年度 |        |        |

|   | 実績値  |            | 目標値 |
|---|--|------------|-----|
|   | 救急車搬送受入数   | 2, 7 5 6 人 |     |
|   | 救急入院患者数  | 1, 5 7 7 人 |     |
| <p>(3) 4 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）への対応<br/>住民の健康を守るうえで、4 疾病への対応は重要課題であり、地域の医療機関と連携、役割分担のうえ、高度で専門的な医療の提供体制を整備すること。</p>                 | <p>(3) 4 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）への対応<br/>地域の中核病院として地域の医療機関との連携、明確な役割分担のもと、適切な医療を提供する。</p> <p>ア がん<br/>地域がん診療拠点病院機能に準じた機能の整備を目指す。そのため、長期的将来構想・計画を策定し、人的、物的資源を段階的に投入し、機能整備を行う。また、緩和ケア、放射線治療への対応については、当該機能整備に順じ、積極的に検討を行うこととする。</p> <p>イ 脳卒中<br/>人的確保を行いながら、t-P A 治療を含む 2 4 時間体制の脳卒中医療を提供する。</p> <p>ウ 急性心筋梗塞<br/>地域中核病院として、現在の十分な医療水準、機能を維持しながら、運用の効率性を高めることにより、さらに機能の拡大を図る。</p> <p>エ 糖尿病<br/>糖尿病専門医師の確保を行い、糖尿病専門治療を行う。また、糖尿病合併症治療については、糖尿病専門医師を中心に現在の人的資源を活用し実施する。</p> |            |     |
| <p>(4) 小児・周産期医療の充実<br/>小児周産期医療提供体制の整備は、地域の重要課題であることから、産科スタッフの人員確保に努め、地域周産期医療機関としての医療機能を整備し、安心して子供を産み、かつ育てられるよう医療の提供体制を確保すること。</p> | <p>(4) 小児・周産期医療の充実<br/>産婦人科医師の確保を行い、地域周産期医療機関としての医療機能を整備し、ローリスク妊婦の受け入れを行い、比較的高度で専門的な医療を提供する。</p> <p>また、小児医療体制の充実により小児救急の受入強化を図るとともに、小児医療の基幹病院と連携した重症・難病小児医療への対応に努める。</p>   |            |     |
| <p>(5) 災害時等における対応<br/>小山市及び周辺地域の地震、風水害等災害時においては、災害拠点病院を補完する医療機関としての役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、また発生しようとしている</p>               | <p>(5) 災害時等における対応<br/>災害拠点病院を補完する医療機関として、平時より自治医科大学附属病院をはじめとする栃木県内の災害拠点病院及び小山市消防本部等と連携を密にし、災害発生時には、小山市からの要請に基づき</p>  |            |     |

| <p>場合には、小山市長の求めに応じ、小山市、関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を取ること。</p>   | <p>必要な医療救護活動を実施するなど災害対策に協力する。<br/>また、新型インフルエンザの流行など公衆衛生上重大な健康被害が発生し、また発生しようとしている場合は、小山市や関係機関と連携し迅速かつ適切な対応を取る。</p>  |               |               |               |      |      |  |      |      |  |           |      |  |       |      |  |      |      |  |
|---|--|---------------|---------------|---------------|------|------|--|------|------|--|-----------|------|--|-------|------|--|------|------|--|
| <p>(6) 健診機能の充実<br/>疾病予防はもとより、生活習慣病に対する早期発見、早期治療を推進するため、現在の健診体制を拡充し、予防医療の充実に努めること。</p>   | <p>(6) 健診機能の充実<br/>現在の健診体制を見直し、市民のニーズに合ったきめ細やかな検診項目の設定や利便性の向上に配慮した健診体制を整備するとともに、企業健診や人間ドックなどを効率的かつ効果的に行うことにより、予防医療の充実に努める。</p> <p>【目標指標】</p> <table border="1" data-bbox="1167 536 2096 826"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>平成23年度<br/>実績値</th> <th>平成28年度<br/>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業健診</td> <td>535人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般健診</td> <td>184人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定・生活機能健診</td> <td>113人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人間ドック</td> <td>512人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>脳ドック</td> <td>304人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 指標            | 平成23年度<br>実績値 | 平成28年度<br>目標値 | 企業健診 | 535人 |  | 一般健診 | 184人 |  | 特定・生活機能健診 | 113人 |  | 人間ドック | 512人 |  | 脳ドック | 304人 |  |
| 指標  | 平成23年度<br>実績値  | 平成28年度<br>目標値 |               |               |      |      |  |      |      |  |           |      |  |       |      |  |      |      |  |
| 企業健診  | 535人   |               |               |               |      |      |  |      |      |  |           |      |  |       |      |  |      |      |  |
| 一般健診  | 184人   |               |               |               |      |      |  |      |      |  |           |      |  |       |      |  |      |      |  |
| 特定・生活機能健診   | 113人   |               |               |               |      |      |  |      |      |  |           |      |  |       |      |  |      |      |  |
| 人間ドック   | 512人   |               |               |               |      |      |  |      |      |  |           |      |  |       |      |  |      |      |  |
| 脳ドック  | 304人   |               |               |               |      |      |  |      |      |  |           |      |  |       |      |  |      |      |  |
| <p>(7) 保健・介護・福祉との連携<br/>住民の健康を増進するため、小山市と協力し、健康講座の開催その他予防医療について住民啓発を推進すること。さらに、小山市や民間の介護・福祉機関との連携を充実することにより、退院後の患者の在宅や施設生活での安定を図ること。</p>  | <p>(7) 保健・介護・福祉との連携<br/>住民の健康増進を図るため、予防医学推進の観点から小山市と連携し、健康講座の開催等啓発活動を行うとともに、訪問看護ステーションや老人保健施設など介護・福祉施設とも情報交換を行い、連携を密にし、退院後の患者の在宅や施設生活での安定を図る。</p>  |               |               |               |      |      |  |      |      |  |           |      |  |       |      |  |      |      |  |
| <p>2 医療提供体制の整備<br/>(1) 優秀な医療スタッフの確保<br/>医療提供体制の安定化を図り、医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師、医療技術職員等の安定的な確保に努めること。特に、地域の周産期医療提供体制の現状を考え、産科医師の早期確保に努めること。また、地域の看護学校その他これに類する施設等から実習その他の要請があったときは、これらに積極的に協力するとともに必要な措置を講じるよう努めること。</p> | <p>2 医療提供体制の整備<br/>(1) 優秀な医療スタッフの確保<br/>ア 医師の確保<br/>急性期医療を担う地域中核病院として、質の高い医療を提供し、地域医療の水準の維持向上を図るため、就労環境の向上、教育研修制度の充実に取り組むことに加え、自治医科大学との連携強化等により人材確保機能を強化し、優秀な医師の確保に努める。特に、平成23年度から休診をしている産婦人科、脳神経外科、眼科を中心に、安定的な医療の提供に必要な医師の確保に努める。<br/>イ 看護師の確保</p>  |               |               |               |      |      |  |      |      |  |           |      |  |       |      |  |      |      |  |

|  | <p>看護師は、患者や家族に接する機会が最も多く、急性期医療を担う地域中核病院として質の高い医療を提供し、住民に信頼される病院を目指すために看護師の果たす役割は非常に大きい。このことから、より質の高い看護を提供するために、就労環境の向上、教育研修制度の充実、実習生の積極的な受け入れ等に取り組むことにより、人材確保機能を強化し、優秀な看護師の確保に努める。</p> <p>ウ 医療技術職等の確保</p> <p>病院機能の向上を図る観点から、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学士等の医療技術職等の専門職についても、人材の確保に努める。</p> <p><b>【目標指標】</b></p> <p>医師・看護師の目標値（診療科・年度ごと）</p>   |               |               |               |           |     |  |           |     |  |           |   |  |        |    |  |        |    |  |
|--|---|---------------|---------------|---------------|-----------|-----|--|-----------|-----|--|-----------|---|--|--------|----|--|--------|----|--|
| <p>(2) 医療職等の専門性・医療技術の向上</p> <p>医師、看護師、医療技術職員等の専門性や医療技術を向上させるため、教育研修制度などを充実すること。また、専門資格取得や研究等に対する支援制度を充実すること。</p> | <p>(2) 医療職等の専門性・医療技術の向上</p> <p>医療職等の専門性・医療技術を向上させ、より質の高い医療を提供するため、専門医や認定医、研修指導医、専門看護師、認定看護師等の資格取得に励むとともに、臨床研修プログラムの充実を図ることにより、研修医にとって魅力ある教育研修機関として、その積極的な受け入れに努める。また、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士等の医療技術職等についても専門性の向上に向けた教育研修制度の充実を図る。</p> <p>また、長期・短期研修や資格取得等に対する支援制度を構築するなど医療職等が積極的に資格取得に取り組める環境づくりを進める。</p> <p><b>【目標指標】</b></p> <table border="1" data-bbox="1167 1102 2096 1394"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>平成23年度<br/>実績値</th> <th>平成28年度<br/>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門医数（延人数）</td> <td>37人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認定医数（延人数）</td> <td>53人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導医数（延人数）</td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門看護師数</td> <td>0人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認定看護師数</td> <td>4人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 指標            | 平成23年度<br>実績値 | 平成28年度<br>目標値 | 専門医数（延人数） | 37人 |  | 認定医数（延人数） | 53人 |  | 指導医数（延人数） | 8 |  | 専門看護師数 | 0人 |  | 認定看護師数 | 4人 |  |
| 指標   | 平成23年度<br>実績値   | 平成28年度<br>目標値 |               |               |           |     |  |           |     |  |           |   |  |        |    |  |        |    |  |
| 専門医数（延人数）  | 37人   |               |               |               |           |     |  |           |     |  |           |   |  |        |    |  |        |    |  |
| 認定医数（延人数）  | 53人   |               |               |               |           |     |  |           |     |  |           |   |  |        |    |  |        |    |  |
| 指導医数（延人数）  | 8   |               |               |               |           |     |  |           |     |  |           |   |  |        |    |  |        |    |  |
| 専門看護師数   | 0人  |               |               |               |           |     |  |           |     |  |           |   |  |        |    |  |        |    |  |
| 認定看護師数   | 4人  |               |               |               |           |     |  |           |     |  |           |   |  |        |    |  |        |    |  |
| <p>3 患者・住民サービスの向上</p>  | <p>3 患者・住民サービスの向上</p>   |               |               |               |           |     |  |           |     |  |           |   |  |        |    |  |        |    |  |

| <p>(1) 患者中心の医療<br/>常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重した患者中心の医療を実践し、インフォームド・コンセント（患者自らが受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、患者へのわかりやすい説明を行った上で、同意を得ること。）を徹底すること。</p> | <p>(1) 患者中心の医療<br/>医療の中心は患者であるという認識のもと、患者とその家族が自ら受ける治療の内容を納得し、治療及び検査の選択についてその意思を尊重するため、インフォームド・コンセントを徹底するとともに、診察や治療に対する疑問や不安を気軽に相談できるよう医療相談の機能の充実を図る。<br/>また、医療を自由に選択する患者の権利を守るため、他院及び自院の患者やその家族が、治療法等の判断にあたり主治医とは別の医師の意見を求めたとき、適切にセカンドオピニオンを提供できる体制を強化する。</p>  |               |               |               |       |                    |  |
|--|---|---------------|---------------|---------------|-------|--------------------|--|
| <p>(2) 利便性及び快適性の向上<br/>外来診療の待ち時間、検査・手術待ちの改善等に取り組み、患者の利便性向上に努めること。また、患者や来院者により快適な環境を提供するため、利便性やプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に取り組むこと。</p>                 | <p>(2) 利便性及び快適性の向上<br/>業務の改善等を通じて、診察や検査等の待ち時間の短縮を図る。また、施設面においては、患者や来院者により快適な環境を提供するため、院内清掃の徹底や病室、待合室及びトイレなどの施設の改修を必要に応じて実施するとともに、患者のプライバシーに配慮した院内環境の整備を進める。</p>   |               |               |               |       |                    |  |
| <p>(3) 患者満足度の向上<br/>職員全員が患者のニーズを的確にとらえ、患者サービスを向上させることにより、患者満足度を向上させること。</p>  | <p>(3) 患者満足度の向上<br/>患者のニーズを的確に把握し、患者サービスの向上に反映させるため、患者満足度調査を定期的実施する。</p> <p>【目標指標】</p> <table border="1" data-bbox="1167 943 2096 1145"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 943 1547 1026">指標</th> <th data-bbox="1547 943 1821 1026">平成23年度<br/>実績値</th> <th data-bbox="1821 943 2096 1026">平成28年度<br/>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 1026 1547 1145">患者満足度</td> <td data-bbox="1547 1026 1821 1145">未実施（※平成25年5月に実施予定）</td> <td data-bbox="1821 1026 2096 1145"></td> </tr> </tbody> </table> | 指標            | 平成23年度<br>実績値 | 平成28年度<br>目標値 | 患者満足度 | 未実施（※平成25年5月に実施予定） |  |
| 指標   | 平成23年度<br>実績値   | 平成28年度<br>目標値 |               |               |       |                    |  |
| 患者満足度  | 未実施（※平成25年5月に実施予定）  |               |               |               |       |                    |  |
| <p>(4) 職員の接遇向上<br/>患者サービス、患者満足度の向上を図るため、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、接遇の向上に努めること。</p>  | <p>(4) 職員の接遇向上<br/>患者に選ばれ、患者が満足する病院であるため、職員一人ひとりが患者やその家族の立場に立った接遇に心がける。そのため、全職員を対象とする実践的な接遇研修等を実施し、病院全体の接遇の向上を図る。また、病院職員だけでなく委託職員等病院で働くすべてのスタッフの接遇向上に努める。</p> <p>【目標指標】</p>   |               |               |               |       |                    |  |

|   | 指標  | 平成23年度<br>実績値 | 平成28年度<br>目標値      |
|---|---|---------------|--------------------|
|   |   | 全職員対象接遇研修実施回数 | 未実施（※平成25年5月に実施予定） |
| (5) ボランティア制度の活用<br>ボランティア制度の活用を図り、ボランティアを行うものと連携し、住民や患者の視点に立ったサービスの向上に努めること。  | (5) ボランティアとの協働<br>患者やその家族、住民等の目線に立ったサービスの向上を図るため、ボランティアを積極的に受け入れ、職員と互いに連携を取りながらより細やかな取組に努める。また、医療通訳ボランティアの受け入れを進め、その育成に努める。   |               |                    |
|   | 【目標指標】  |               |                    |
|   | 指標  | 平成23年度<br>実績値 | 平成28年度<br>目標値      |
|   | ボランティア登録人数  | 15人           |                    |
| 4 地域医療連携の強化<br>(1) 地域医療機関との連携<br>地域の中核病院としての役割を果たすため、地域の医療機関との機能分担と連携を強化し、病病連携・病診連携を推進すること。<br>また、医師会等と協力し、紹介された患者の受入と患者に適した医療機関への逆紹介を進めることにより、紹介率及び逆紹介率の向上を図り、地域医療支援病院の承認を受けること。 | 4 地域医療連携の強化<br>(1) 地域医療機関との連携<br>急性期医療を担う地域中核病院としての使命と役割を果たすため、地域の医療機関との機能分担と連携の強化に取り組み、地域医療連携クリニカルパスの拡充等により地域医療連携の充実に努める。<br>また、小山地区医師会等の協力のもと、専門的医療の必要のある紹介患者や救急搬送患者の受け入れを積極的に行うとともに、症状の安定した患者は、診療所等の適した地域の医療機関へ逆紹介を進めることにより、紹介率及び逆紹介率の向上を図り、地域医療支援病院の承認を目指す。 |               |                    |
|   | 【目標指標】  |               |                    |
|   | 指標  | 平成23年度<br>実□値 | 平成28年度<br>目標値      |
|   | 紹介率   | 36.2%         |                    |
|   | 逆紹介率  | 34.5%         |                    |
|   | 地域連携クリニカルパス実施件数   |               |                    |

|  |   |                           |               |               |
|--|---|---------------------------|---------------|---------------|
|  |   | 脳卒中<br>大腿骨                | 34件<br>4件     |               |
|  |   | 連携協力医療機関数（年間<br>紹介件数5件以上） | 143件          |               |
| (2) 地域医療への貢献<br>地域の医療機関等の医療従事者を対象とした研修会や合同症例検討会等を開催するなど、地域医療の水準向上及び医療機関間の連携体制の強化を図ること。   | (2) 地域医療への貢献<br>オープンカンファレンスの開催、地域の医療従事者を対象とした各種研修会への講師派遣等を通じて、顔の見える連携の推進に取り組む。<br>また、小山地区医師会等関係機関と協力し、患者にとってのケアの連続性を重視した医療の提供を行うことで、地域医療に貢献することを目指す。<br>【目標指標】<br>オープンカンファレンス開催回数、研修会等派遣回数等 |                           |               |               |
| (3) 積極的な情報発信<br>市民病院の診療内容や地域医療機関との連携などについて、ホームページや病院広報などを活用し、住民や患者、地域の医療機関に対してわかりやすい情報の提供に努めるとともに、積極的な啓発活動を行うこと。                                 | (3) 積極的な情報発信<br>各診療科の特色や代表的な疾患の治療方針をはじめ市民病院の取組み及び地域医療機関との連携等について、広報誌やホームページ等の充実により分かりやすく発信するとともに、小山市と連携し保健医療情報の発信及びかかりつけ医の必要性等について啓発に取り組む。  |                           |               |               |
| 5 信頼性の確保<br>(1) 医療安全対策等の徹底<br>住民及び患者に信頼される質の高い医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故につながる恐れのある事象や医療事故の情報収集と分析を行い、医療事故の予防及び再発防止に取り組むなど医療安全対策を徹底すること。 | 5 信頼性の確保<br>(1) 医療安全対策等の徹底<br>患者及び職員の安全を確保するため万全な対応ができるように、医療安全に関する情報の収集や分析を行い、医療安全対策の徹底に努める。<br>また、インフルエンザやM A S A等の各種感染症に対する予防に関し万全の体制を構築し、感染源や感染経路に応じた対応策を講じるなど院内感染の防止に努める。<br>【目標指標】    |                           |               |               |
|  |   | 指標                        | 平成23年度<br>実績値 | 平成28年度<br>目標値 |
|  |   | ヒヤリハット報告数                 | 908件          |               |
| (2) 外部評価の活用<br>医療機関としての機能を、専門的かつ学術的に第三者の観点から   | (2) 外部評価の活用<br>第三者による専門的かつ学術的見地に基づき医療の質の維持向上  |                           |               |               |

|   |  |
|---|--|
| <p>評価する病院機能評価等の外部評価を活用することにより、常に業務改善に取り組み、医療機能の充実、向上を図ること。</p>  | <p>を図る観点から、財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定を目指す。なお、現施設において病院機能評価の認定を受けるには、ハード面の整備に投資が必要となることから、新病院移転後速やかに認定を目指すこととし、それまでの間、組織体制の強化、目標管理体制構築等ソフト面において必要な準備を進めることとする。</p>  |
| <p>(3) 法令・行動規範の遵守<br/>       市民病院として公的な使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより適正な業務運営を行うこと。<br/>       特に、すべての職員に個人情報保護することの重要性を認識させ、その管理を徹底させること。</p>             | <p>(3) 法令・行動規範の遵守<br/>       公的な医療機関としての使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、内部規定の策定、倫理委員会等によるチェック等を通じて、役職員の行動規範と医療倫理を確立する。</p>  |
| <p>(4) 情報の開示<br/>       カルテ（診療録）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示に関しては、本市条例等を例として適切に対応すること。</p>  | <p>(4) 情報の開示<br/>       個人情報の保護及び情報の開示については、小山市の関係条例を例としながら、法人独自の基準等を整備し、適切に対応する。</p>  |
| <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項<br/>       1 業務運営体制の構築<br/>       (1) 組織と運営管理体制の確立<br/>       地方独立行政法人として、自律性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行えるよう、組織体制を整備するとともに、中期目標、中期計画及び年度計画を着実に達成できる運営管理体制を構築すること。</p> | <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するため取るべき措置<br/>       1 業務運営体制の構築<br/>       (1) 組織と運営管理体制の確立<br/>       地方独立行政法人としての業務運営が的確に行えるよう、理事長及び理事で構成する理事会のほか病院組織の体制を整備し、運営管理体制を確立する。<br/>       また、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けては、部門ごとの経営分析や計画の進捗状況の定期的な把握等を行い、継続的な改善のもとで業務運営を行う。</p> |
| <p>(2) 事務経営部門の強化<br/>       経営企画機能を強化するとともに、経営効率の高い業務執行体制を構築すること。また、より戦略的な病院経営を行う上で必要となる医療経営、医療事務にかかる専門知識を有する人材の確保や育成に努めること。</p>  | <p>(2) 事務経営部門の強化<br/>       病院経営に関する知識・経験を有する人材の民間等からの採用や医療の専門知識を有する医療技術職の事務部門への配置等弾力的な人事管理を行い、必要に応じて医療経営コンサルタント等も活用しながら、診療報酬改定等の医療環境の変化や患者の動向等を迅速かつ的確に把握・分析し、効果的な経営戦略を企画立案できる事務経営部門を確立する。</p>   |

| <p>(3) 事務経営部門職員の計画的採用<br/>地方独立行政法人移行時の業務への支障を防ぐ観点から、3年を限度として市職員を派遣することとするが、医療に関する専門的知識と経営感覚をもった人材の確保と育成が必要であることから、法人固有の事務職員を計画的に採用するなど必要な措置を講じること。</p>         | <p>(3) 事務経営部門職員の計画的採用<br/>小山市からの派遣職員との引継ぎを円滑に進めながら、医療に関する専門的知識、経営感覚のある者を発掘し、又は招聘し、法人固有の職員として計画的に採用していく。</p>  |               |               |               |       |     |  |
|--|--|---------------|---------------|---------------|-------|-----|--|
| <p>2 魅力ある病院づくり<br/>(1) 意欲を引き出す人事給与制度の構築<br/>職員の業績、職務能力、職責等を適正に評価し、職員の意欲を引き出す人事給与制度を構築すること。</p>   | <p>2 魅力ある病院づくり<br/>(1) 意欲を引き出す人事給与制度の構築<br/>評価と昇任・昇格を連動させるなど、年齢や勤続年数にとらわれない人事評価制度を確立するとともに、業績に応じた手当や取得した専門資格に対する手当を職員に支給することによりモチベーションを高め努力が報われるような制度を確立する。</p>  |               |               |               |       |     |  |
| <p>(2) 職員満足度の向上<br/>職員の意見が反映される仕組みを構築するなど、病院で働くすべての職員のやりがいと満足度の向上に努めること。<br/>また、診療周辺業務の負担を軽減するため、各職種の業務を明確にし、適切な役割分担を図ること。</p>                                 | <p>(2) 職員満足度の向上<br/>公的な病院に求められる使命や成果を十分に感じられる職場風土を醸成し、自らの専門性を最大限発揮することによってやりがいを持つ職場を実現するよう努める。医療従事者がそれぞれの専門性を発揮できるよう、常に職務内容の改善や創意工夫に努める。</p> <p>【目標指標】</p> <table border="1" data-bbox="1167 820 2098 946"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>平成23年度<br/>実績値</th> <th>平成28年度<br/>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員満足度</td> <td>未実施</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 指標            | 平成23年度<br>実績値 | 平成28年度<br>目標値 | 職員満足度 | 未実施 |  |
| 指標   | 平成23年度<br>実績値  | 平成28年度<br>目標値 |               |               |       |     |  |
| 職員満足度  | 未実施  |               |               |               |       |     |  |
| <p>(3) 働きやすい職場環境の整備<br/>職員のワークライフバランスや職場の安全確保、コミュニケーションの活性化などを通じて、職場環境の改善を図り、働きやすい病院づくりに努めること。<br/>また、院内保育の整備や短時間勤務制度の充実など、育児と仕事の両立を支援し、安心して働ける仕組みを整備すること。</p> | <p>(3) 働きやすい職場環境の整備<br/>医療クラークや看護補助者の拡充などにより各職種及び各職員の役割を適切に分担することで職員の負担軽減に努めるほか、勤務体系の見直しや休暇取得率の向上に取り組み、仕事と生活の調和が図られた職場環境を築く。<br/>また、特に女性医師や看護師の確保の観点から、短時間勤務制度の充実や院内保育の整備など子育て中の職員が働きやすい環境整備に努める。</p> <p>【目標指標】<br/>短時間勤務制度医師・看護師数等</p>  |               |               |               |       |     |  |
| <p>第4 財務内容の改善に関する事項<br/>1 経営基盤の強化</p>  | <p>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するため取るべき措置<br/>1 経営基盤の強化</p>   |               |               |               |       |     |  |

質の高い医療を安定して提供するため、自立した経営基盤を確立し、中期目標期間内における累計の経常収支比率100%以上を達成するよう努めること。また、小山市からの運営費負担金の交付のもと、公的病院としての使命を果たすこと。

小山市からの運営費負担金のもと、救急医療や小児医療を安定的に提供することにより、地域における公的な病院としての使命と役割を果たすとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に生かした業務運営により、激変する医療制度に的確に対応し、収益の確保及び費用の節減に努めることにより、安定的かつ戦略的な病院経営を行い、自立した経営基盤のもとで中期目標期間中の累計の経常収支比率100%以上の達成を目指す。

このため、経営改善のために取り組むべき課題を明確にし、収益確保や費用の節減、中長期的な視点に立ったコスト管理に取り組むとともに、月次決算の実施など経営に関する情報を迅速に把握し、部門ごとの経営状況の分析や他院との比較分析を行うなど効率的な病院経営を行う。

【目標指標】

| 指標     | 平成23年度<br>実績値 | 平成28年度<br>目標値 |
|--------|---------------|---------------|
| 経常収支比率 | 92.8%         |               |
| 医業収支比率 | 87.2%         |               |

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

診療報酬の改定や健康保険法等の改正に的確に対処するとともに、患者数や診療単価の向上をはじめ、診療報酬の請求漏れや査定減の防止、未収金の未然防止対策と早期回収に努めるなど、収益を確保すること。

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

診療体制の充実、手術や検査枠の見直し等による件数の増加、高度医療機器の効率的な稼働等により増収を図るとともに、7体1看護配置基準の維持はもとより、診療報酬改定に対応した加算の取得に努めるものとする。また、診療報酬の請求漏れや減点の防止に努めるとともに、未収金の発生防止策や法的措置も含めた回収策を講じ収益を確保する。

【目標指標】

| 指標              | 平成23年度<br>実績値 | 平成28年度<br>目標値 |
|-----------------|---------------|---------------|
| 入院患者数           | 81,949人       |               |
| 入院診療単価          | 34,732円       |               |
| 病床稼働率(実稼働305床※) | 73.4%         |               |

|   | <table border="1"> <tr> <td>平均在院日数</td> <td>17.0日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外来患者数</td> <td>144,637人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外来診療単価</td> <td>9,690円</td> <td></td> </tr> </table> <p>※許可病床数は342床。</p>   | 平均在院日数        | 17.0日         |               | 外来患者数      | 144,637人 |  | 外来診療単価     | 9,690円 |        |            |         |  |            |       |  |                     |      |  |
|---|--|---------------|---------------|---------------|------------|----------|--|------------|--------|--------|------------|---------|--|------------|-------|--|---------------------|------|--|
| 平均在院日数  | 17.0日  |               |               |               |            |          |  |            |        |        |            |         |  |            |       |  |                     |      |  |
| 外来患者数   | 144,637人   |               |               |               |            |          |  |            |        |        |            |         |  |            |       |  |                     |      |  |
| 外来診療単価  | 9,690円   |               |               |               |            |          |  |            |        |        |            |         |  |            |       |  |                     |      |  |
| <p>(2) 費用の節減<br/>医薬品や診療材料、消耗品等の購入方法や契約形態の見直しなど、事業運営に係るあらゆる支出を点検し、その節減に努めること。</p>              | <p>(2) 費用の節減<br/>業務の効率化を図るとともに、物品購入や業務委託において価格交渉の徹底、購入方法の検討、契約内容の見直し、ジェネリック医薬品の使用拡大等により経費節減に努める。また、職員へのコスト意識の啓発に努め、その他消耗品費等の経費節減の徹底を図る。</p> <p><b>【目標指標】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>平成23年度<br/>実績値</th> <th>平成28年度<br/>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材料費対医業収益比率</td> <td>23.7%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬品費対医業収益比率</td> <td>13.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委託費対医業収益比率</td> <td>10.1%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給与費対医業収益比率</td> <td>66.7%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ジェネリック医薬品の品<br/>目採用率</td> <td>4.5%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 指標            | 平成23年度<br>実績値 | 平成28年度<br>目標値 | 材料費対医業収益比率 | 23.7%    |  | 薬品費対医業収益比率 | 13.5%  |        | 委託費対医業収益比率 | 10.1%   |  | 給与費対医業収益比率 | 66.7% |  | ジェネリック医薬品の品<br>目採用率 | 4.5% |  |
| 指標  | 平成23年度<br>実績値  | 平成28年度<br>目標値 |               |               |            |          |  |            |        |        |            |         |  |            |       |  |                     |      |  |
| 材料費対医業収益比率  | 23.7%  |               |               |               |            |          |  |            |        |        |            |         |  |            |       |  |                     |      |  |
| 薬品費対医業収益比率  | 13.5%  |               |               |               |            |          |  |            |        |        |            |         |  |            |       |  |                     |      |  |
| 委託費対医業収益比率  | 10.1%  |               |               |               |            |          |  |            |        |        |            |         |  |            |       |  |                     |      |  |
| 給与費対医業収益比率  | 66.7%  |               |               |               |            |          |  |            |        |        |            |         |  |            |       |  |                     |      |  |
| ジェネリック医薬品の品<br>目採用率   | 4.5%   |               |               |               |            |          |  |            |        |        |            |         |  |            |       |  |                     |      |  |
| <p>第5 その他業務運営に関する重要事項<br/>新病院建設に向けた取組み<br/>新市民病院建設事業を承継し、平成27年度第4四半期の開院を目指し確実に事業を進めていくこと。</p> | <p>第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するために取るべき措置<br/>新病院建設に向けた取組<br/>新病院建設については、デザインアンドビルド方式により整備を行う小山市の新市民病院建設事業を承継し、平成27年度第4四半期の開院を目指して確実に事業を推進する。</p>  |               |               |               |            |          |  |            |        |        |            |         |  |            |       |  |                     |      |  |
|   | <p>第6 予算、収支計画及び資金計画<br/>1 予算（平成25年度から平成28年度まで）</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  営業収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    医業収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    運営費負担金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    その他営業収益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>  | 区分            | 金額            | 収入            |            | 営業収益     |  | 医業収益       |        | 運営費負担金 |            | その他営業収益 |  |            |       |  |                     |      |  |
| 区分  | 金額   |               |               |               |            |          |  |            |        |        |            |         |  |            |       |  |                     |      |  |
| 収入  |  |               |               |               |            |          |  |            |        |        |            |         |  |            |       |  |                     |      |  |
| 営業収益  |  |               |               |               |            |          |  |            |        |        |            |         |  |            |       |  |                     |      |  |
| 医業収益  |  |               |               |               |            |          |  |            |        |        |            |         |  |            |       |  |                     |      |  |
| 運営費負担金  |  |               |               |               |            |          |  |            |        |        |            |         |  |            |       |  |                     |      |  |
| その他営業収益   |  |               |               |               |            |          |  |            |        |        |            |         |  |            |       |  |                     |      |  |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | <p>営業外収益<br/>     運営費負担金<br/>     その他営業外収益<br/>     資本収入<br/>     運営費負担金<br/>     長期借入金<br/>     その他資本収入<br/>     その他の収入<br/>     計</p>  |  |
|   | <p>支出<br/>     営業費用<br/>     医業費用<br/>     給与費<br/>     材料費<br/>     経費<br/>     研究研修費<br/>     一般管理費<br/>     営業外費用<br/>     資本支出<br/>     建設改良費<br/>     償還金<br/>     その他資本支出<br/>     その他の支出<br/>     計</p> |  |
| <p>(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているのので、端数において合計と一致しないものがある。<br/>         (注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。<br/> <b>【人件費の見積】</b><br/>         総額 百万円を支出する。この額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。<br/> <b>【運営費負担金の見積】</b></p> |  |  |

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」（総務省自治財政局長通知）に準じ算定した額とする。  
 なお、建設改良費及び償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成とする。

2 収支計画（平成25年度から平成28年度まで）

(百万円)

| 区分        | 金額 |
|-----------|----|
| 収入の部      |    |
| 営業収益      |    |
| 医業収益      |    |
| 運営費負担金収益  |    |
| 補助金等収益    |    |
| 資産見返補助金戻入 |    |
| 営業外収益     |    |
| 運営費負担金収益  |    |
| その他営業外収益  |    |
| 臨時収益      |    |
| 費用の部      |    |
| 営業費用      |    |
| 医業費用      |    |
| 給与費       |    |
| 材料費       |    |
| 経費        |    |
| 減価償却費     |    |
| 研究研修費     |    |
| 一般管理費     |    |
| 営業外費用     |    |
| 臨時損失      |    |
| 純利益       |    |
| 目的別積立金取崩額 |    |
| 総利益       |    |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているのので、端数において合

計と一致しないものがある。

3 資金計画（平成25年度から28年度まで）

（百万円）

| 区分   | 金額 |
|--|----|
| 資金収入<br>業務活動による収入<br>診療業務による収入<br>運営費負担金による収入<br>その他の業務活動による収入<br>投資活動による収入<br>運営費負担金による収入<br>その他の投資活動による収入<br>財務活動による収入<br>長期借入による収入<br>その他の財務活動による収入<br>小山市からの繰越金                          |    |
| 資金支出<br>業務活動による支出<br>給与費支出<br>材料費支出<br>その他の業務活動による支出<br>投資活動による支出<br>有形固定資産の取得による支出<br>その他の投資活動による支出<br>財務活動による支出<br>長期借入金等の返済による支出<br>移行前地方債紹介債務の償還による支出<br>その他の財務活動による支出<br>次期中期目標の期間への繰越金 |    |

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と一致しないものがある。

第7 短期借入金の限度額

|              | <p>1 限度額<br/>2,500百万円とする。</p> <p>2 想定される短期借入金の発生事由<br/>賞与支給による一時的な資金不足や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給など偶発的な出費への対応、また新病院建設事業における多額の出費等を想定している。</p>  |           |     |    |              |  |          |           |  |          |
|--------------|--|-----------|-----|----|--------------|--|----------|-----------|--|----------|
|              | <p>第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画平成27年度第四半期の新病院への移転に伴い、現病院の土地・建物等を小山市へ無償譲渡する。</p>   |           |     |    |              |  |          |           |  |          |
|              | <p>第9 剰余金の使途<br/>毎事業年度の決算において剰余が生じた場合は、病院施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、長期借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充てる。</p>  |           |     |    |              |  |          |           |  |          |
|              | <p>第10 料金に関する事項</p> <p>1 料金<br/>理事長は、法人の規程で定める料金を徴収する。</p> <p>2 料金の減免<br/>理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>3 料金の返還<br/>既に納めた料金については、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>  |           |     |    |              |  |          |           |  |          |
|              | <p>第11 地方独立行政法人新小山市市民病院の業務運営等に関する規則（平成25年小山市規則第 号）に定める事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画（平成25年度から平成28年度まで）</p> <table border="1" data-bbox="1167 1145 2096 1313"> <thead> <tr> <th>施設及び設備の内容</th> <th>予定額</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院施設、医療機器等整備</td> <td></td> <td>小山市長期借入金</td> </tr> <tr> <td>新市民病院建設事業</td> <td></td> <td>小山市長期借入金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 金額については、見込みである。</p> <p>(注2) 各事業年度の小山市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の前編成過程において決定される。</p> | 施設及び設備の内容 | 予定額 | 財源 | 病院施設、医療機器等整備 |  | 小山市長期借入金 | 新市民病院建設事業 |  | 小山市長期借入金 |
| 施設及び設備の内容    | 予定額  | 財源        |     |    |              |  |          |           |  |          |
| 病院施設、医療機器等整備 |  | 小山市長期借入金  |     |    |              |  |          |           |  |          |
| 新市民病院建設事業    |  | 小山市長期借入金  |     |    |              |  |          |           |  |          |

2 中期目標の期間を超える債務負担

(1) 移行前地方債償還債務

(百万円)

|                | 中期目標期間<br>償還額 | 次期以降<br>償還額 | 総債務<br>償還額 |
|----------------|---------------|-------------|------------|
| 移行前地方債<br>償還債務 |               |             |            |

(2) 長期借入金償還債務

(百万円)

|                | 中期目標期間<br>償還額 | 次期以降<br>償還額 | 総債務<br>償還額 |
|----------------|---------------|-------------|------------|
| 長期借入金債<br>償還債務 |               |             |            |

3 積立金の処分に関する計画

なし